

滑川市SDGs宣言制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDGsの達成に向けた企業・団体等の取組を公表し、支援することで、市民、企業・団体等及び市が一丸となった滑川市におけるSDGsの取組の活性化に繋げることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業・団体等 市内において事業又は活動を行う個人事業主、法人その他の団体をいう。
- (2) SDGs 国際連合総会で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標をいう。
- (3) SDGs宣言 企業・団体等のSDGsの推進に関する取組の宣言をいう。

(SDGs宣言の対象者)

第3条 SDGs宣言の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する企業・団体等とする。

- (1) 市内においてSDGsの取組を現に実施中、又は実施予定であること。
- (2) 目標と取組内容がSDGsの17のゴールと関連付けされており、それらが本制度の趣旨と合致していること。
- (3) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 滑川市暴力団排除条例(平成24年滑川市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有しているもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営むもの

ウ 市税等の滞納があるもの

エ 宗教活動又は政治活動を目的とするもの

オ その他市長が不適切と認めるもの

(SDGs宣言)

第4条 SDGs宣言は、企業・団体等が、滑川市SDGs宣言申込書(様式第1号)(以下「SDGs宣言書」という。)を市長に提出することにより行うものとする

。

2 市長は、前項により提出されたSDGs宣言書の内容を確認した上で、市のホームページに掲載するとともに、企業・団体等に滑川市SDGs宣言証（以下「SDGs宣言証」という。）を交付するものとする。

（SDGs宣言の変更）

第5条 前条第2項の規定によりSDGs宣言証の交付を受けたもの（以下「SDGs宣言者」という。）は、SDGs宣言書の取組内容に変更が生じた場合には、滑川市SDGs宣言変更届（様式第2号）により、市長に届け出るものとする。

（SDGs宣言の取下げ）

第6条 SDGs宣言者は、SDGs宣言を取り下げようとするときは、滑川市SDGs宣言取下げ届（様式第3号）により、市長に届け出るものとする。

（公表の中止）

第7条 市長は、SDGs宣言者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市ホームページへの掲載を取りやめるものとする。

- (1) 第3条に掲げる要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 前条の届出があったとき。
- (3) その他市長が必要があると認めたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月1日から施行する。